○厚生労働省告示第二百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十二年六月十日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　健康保険組合の名称　井筒屋健康保険組合

二　事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区京町三丁目一番一号

三　設立事業所の名称及び所在地　株式会社井筒屋　福岡県北九州市　外八事業所

四　認可の年月日　平成二十二年五月十九日

○厚生労働省告示第二百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年六月十日

厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
JUKI健康保険組合	主たる事務所	東京都調布市国領町八丁目二番地一	東京都多摩市鶴牧二丁目十二番地一	平成二十一年十二月十四日
さいか屋健康保険組合	主たる事務所	神奈川県鶴見区矢向五丁目九番二十三号	神奈川県横須賀市大滝町一丁目九番十八号	平成二十二年三月八日
セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	主たる事務所	東京都大田区南蒲田二丁目十六番一号	東京都千代田区二番町八番地八	平成二十二年三月十五日
ジェイテイ健康保険組合	主たる事務所	東京都大田区蒲田五丁目三十七番一号	東京都港区虎ノ門二丁目二番一号	平成二十二年四月一日
トランス・コスモス健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区渋谷三丁目十一番十一号	東京都渋谷区渋谷三丁目二十五番十八号	平成二十二年四月一日
不二サッシ健康保険組合	主たる事務所	神奈川県川崎市川崎区東田町十一番地二十二	神奈川県川崎市幸区鹿島田八百九十番地十二	平成二十二年四月十二日
チノン健康保険組合	主たる事務所	長野県茅野市中大塩二十三番地十一	長野県諏訪市大字中洲四千七百十番地	平成二十二年四月十六日
バンテック健康保険組合	主たる事務所	横浜市西区花咲町六丁目百四十五番地	川崎市川崎区日進町一番地十四	平成二十二年四月二十六日
東部ゴム健康保険組合	主たる事務所	東京都台東区東上野一丁目十七番八号	東京都港区元赤坂一丁目五番二十六号	平成二十二年五月一日
高岳製作所健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区入船一丁目七番一号	東京都中央区明石町八番一号	平成二十二年五月六日
コーセー健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区八丁堀一丁目九番九号	東京都中央区日本橋一丁目十六番十一号	平成二十二年五月六日
バイエル健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目四番三十号	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目一番六号	平成二十二年六月二十一日
JXグループ健康保険組合	主たる事務所	神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一番地八	東京都千代田区大手町二丁目六番三号	平成二十二年七月一日

○農林水産省告示第八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市明智町横通字洞田一〇五〇の一、一〇五〇の二、一〇六三の一から一〇六三の三まで、岩村町字高松四八二の一二、四八二の二三九、四八二の二五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市葛原字神有七九八の一、七九八の二、七九九の一、八〇六の一から八〇六の六まで、八〇七、富永字滝ケ平一一二〇の二五、飛騨市河合町大谷字はげの下一七九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡東白川村神土字沓掛場向九〇八の一、九〇九、九一〇の一、九一〇の二、九一三の一、大野郡白川村大字牛首字又次郎九六の二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市丹生川町駄吉字仲畑洞七五五、字魚淵谷七八〇の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）